

令和 9 年執行統一地方選挙に係る 投開票器材搬送及び回収業務仕様書

1. 搬送手段

積込時：2 t トラック 6 台

回収時：2 t トラック 1 台（大阪府議会議員選挙及び大阪府知事選挙）

2 t トラック 10 台（八尾市議会議員選挙及び八尾市長選挙）

2. 業務内容

※以下日程については、大阪府議会議員選挙及び大阪府知事選挙が令和 9 年 4 月 4 日に、八尾市議会議員選挙及び八尾市長選挙が令和 9 年 4 月 18 日に行われることを前提としているが、選挙期日の変更により、今後変更する可能性がある。

※仕様書の別紙 4 については、令和 8 年 2 月 8 日執行大阪府知事選挙、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査時の資料を参考として添付している。令和 9 年執行統一地方選挙分については決定次第、提供を行う。

① 器材（車いす・椅子・机・スロープ）のレンタル

令和 9 年 4 月 1 日（木）～令和 9 年 4 月 19 日（月）

事前に器材（車いす 42 台・椅子 32 脚・机 28 台）を調達し、貴社調達分であることが分かるよう【目印】および【管理番号（01～）】が目立つよう表示（※ 1）したものを 4 月 1 日（木）の投票器材積込時に八尾市一般廃棄物最終処分場内選管倉庫（以下「選管倉庫」という。）（※ 2）まで運搬し、4 月 19 日（月）に八尾市立総合体育館（ウイング）にて回収。（別紙 7「配車用投票所一覧」記載の投票所（10 箇所）の車いす等については各投票所で回収。）

（※ 1）赤テープに黒マジック等で目立つように【要選管返却分】並びに【管理番号（01～）】を記入し、器材の本体に貼付する。（投票所からの返却漏れが発生する可能性もあるため、貴社調達分であることが分かるよう複数枚貼る等の対応をとり、回収時に全台揃ったことが確認できてからはがすこと。）

（※ 2）選管倉庫の住所：八尾市上尾町 9 丁目 3 6

② 投票器材の積込 令和 9 年 4 月 1 日（木）

選管倉庫にて、別紙 1『投票区別搬出器材一覧表』のとおり各車に投票器材を積込、別紙 2『預り書』を全車両分提出。翌日の搬送まで貴社にて保管。

※積込時、職員が立会うので会社出発時に選挙管理委員会事務局（以下「選管」という。）

まで連絡すること。

(Tel : 072-924-3886)

※選管倉庫内には数種の投票所用スロープがあり、又、同種のものが複数台ある（使用できないものもある）ため、スロープ積込の際、別紙3『搬出スロープ一覧表』に従うこと。

なお、種類等が分からない場合は選管職員に確認すること。

※積込作業を行う各車は、八尾市一般廃棄物最終処分場の南側から出入りすること。出入りする際は、八尾市一般廃棄物最終処分場の職員へ声をかけること。

③ 投票器材の搬送 令和9年4月2日（金）、令和9年4月3日（土）

別紙4『器材搬送の配車表』のとおり各投票所に器材を搬送。

※搬入時刻を厳守すること（各投票所には事前に搬入時刻を伝えてある）。

※各投票所へ向かうときは**必ず事前に投票所施設へ電話で連絡**すること（開錠等のため）。

搬入時刻に遅れる場合、当初予定時刻までに必ず電話で連絡すること。

※投票所が学校の場合は必ず職員室に立ち寄り、投票場所（別の場所を指示された場合はそれに従うこと。）に搬入し、その他の施設の場合は管理者の指示する場所に搬入すること。

※各車は、投票器材の搬送にあたり、各投票所に搬入した器材について、別紙5『搬送器材の管理番号記入表』に必ず記入のうえ、全車分提出すること。

※搬入スケジュールについては事前にシミュレーションを行い、修正が必要な場合は事前に選管と調整を行うこと。なお、搬入先の都合によりスケジュールが変更となる場合があるため、変更があった場合は選管と調整を行うこと。

④ 開票器材の積込、搬送 令和9年4月2日（金）

選管倉庫及び市役所本館にて開票器材を、別紙4『器材搬送の配車表』及び別紙6『開票設営用物品搬出リスト』を参照して積込を行い、八尾市立総合体育館（ウイング）の指定場所（駐車場・控室）へ搬入すること。（搬入時刻等に関する同館への連絡は、事前に選管職員が行う。）

※積降後、駐車場に搬入した器材については、選管が用意したブルーシートを上からかぶせておくこと。

⑤ 投票器材の回収及び八尾市立総合体育館（ウイング）への搬送

令和9年4月4日（日）…第28投票所じゅじゅの森こども園（1か所）

令和9年4月18日（日）…別紙7「配車用投票所一覧」に記載された投票所（10か所）

午後7時50分までに対象の投票所へ到着する。投票所に到着後、投票所の責任者へ到着

したことを報告し、車両で待機する。投票所付近では投票箱を送致するタクシーも待機するため、周辺道路の通行に支障が出ないように注意すること。午後8時の投票所閉鎖後、投票所から器材を回収、積込を行い八尾市立総合体育館（ウイング）の駐車場へ搬送する。搬送した器材は、午後9時30分から作業員のみで積降作業を行う。積降場所は選管職員が指示する。

※投票所での積み漏れがないか、投票所に従事する職員に確認してから出発すること。

※投票箱は積まないこと。（タクシーで搬送するため）

※各車は、午後9時30分になるまで八尾市立総合体育館（ウイング）の駐車場に進入しないこと。各車は南側出入口から入場すること。

3. 注意点

- ・ あらかじめ投票所の場所を調べ、円滑に行うことができるよう努めること。
- ・ 器材の積込、積降は作業員のみで行うこと。（選管職員は作業補助を行わない。）
- ・ 投開票器材は丁寧に扱うこと。
- ・ 選管倉庫にある「旧型の投票箱（大）」「投票箱（小）」は選管職員から指示を受けない限り搬出しないこと。
- ・ 積込や搬送等の日時を厳守すること。
- ・ 車いす1台は令和9年4月1日（木）の選管倉庫での積込の際に選管職員に預けること。
（選管職員が第15投票所白鳩幼稚園に持参するため。）
- ・ 各数量については軽微な変更がある場合もあるため、変更があった場合別途調整を行うこと。